

## 在所照会業務を府中刑務所に移行することについて

### 1 処理の流れ

矯正局宛てに送付された在所照会について、府中刑務所から回答する。具体的な処理の流れは以下のとおり。

- ① 矯正局宛てに送付された封筒を開封し、在所照会であることを確認し、受番を取る。
- ② 矯正局において、本人特定要件の不足、返信用封筒・切手や委任状の不 同封、根拠法令不明確などの不備の有無を確認し、不備があるものについ ては補正する。
- ③ 矯正局において回答相当と判断したものについて、受領物の原本及び返 信用封筒（切手）並びに所要の記載を行った受付・送付簿を、週に2回、 簡易書留で府中刑務所に郵送する。
  - ※ 矯正局では受領物の写しを作成しない。
  - ※ 矯正局においても、府中刑務所に送付した受付・送付簿の写しを保管 する。
  - ※ 全件移行後は、回答相当・不相当の判断をせずに府中刑務所に送付す る。
- ④ 府中刑務所において調査を行い、府中刑務所（長）名義で回答書を作成 し、府中刑務所から回答する。その際、別紙1を同封する。
- ⑤ 矯正局で処理したものについては、矯正局から回答する。その際、府中 刑務所への移行状況に合わせて、別紙2を同封する。

### 2 備考

- (1) 府中刑務所への業務移行は、以下のとおり段階的に行う。
  - ① 捜査関係、調査嘱託、国税及び地方税の徴収等で、根拠法令の明らか なもの（4月～）
  - ② 弁護士法第23条の2関係及び①以外の根拠法令の明らかなもの（5 月メド～）
  - ③ 全件。ただし、新規案件等矯正局で処理することが相当と考えられる ものは、矯正局において処理し、回答する。（6月メド～）
- (2) 矯正局において、回答不相当とした前例を整理し、4月までに府中刑務 所に送付する。

## 別紙 1

各位

法務省矯正局成人矯正課長

被収容者の在所の有無等に関する照会については、法務省矯正局所管の施設等機関である府中刑務所においても取り扱っていますので、先般、貴殿から当職宛てに送付された照会について、府中刑務所から回答します。

次回以降の同種照会については、府中刑務所宛てに送付してください。

府中刑務所

郵便番号 183-8523

住所 東京都府中市晴見町4-10

電話 042-362-3101 (代表)

### 【参考】

○ 被収容者の収容の開始に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3278号大臣訓令) (抄)

#### 第8条

2 前項第2号及び第3号の規定により各刑事施設において指紋原紙に採取した指紋の整理保管等に関する事務は、府中刑務所において行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、識別のための指紋の採取その他の指紋の事務に関する必要な事項は、矯正局長が定める。

○ 平成19年5月30日付け法務省矯成第3338号矯正局長依命通達「被収容者の収容の開始に関する訓令の運用について」 (抄)

#### 記の1 指紋に関する事務の調整等

(1) 訓令第8条第2項の規定により府中刑務所において行う事務は、次のとおりとすること。

#### エ 受刑歴等の照会に対する回答

※ 上記訓令及び依命通達の全文は、法務省ホームページ

([http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kunrei-tsuumatatu\\_index.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kunrei-tsuumatatu_index.html))に掲載されています。

## 別紙2

各位

法務省矯正局成人矯正課長

被収容者の在所の有無等に関する照会については、法務省矯正局所管の施設等機関である府中刑務所においても取り扱っていますので、次回以降の同種照会については、府中刑務所宛てに送付してください。

府中刑務所

郵便番号 183-8523  
住所 東京都府中市晴見町4-10  
電話 042-362-3101（代表）

### 【参考】

- 被収容者の収容の開始に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3278号大臣訓令）（抄）  
第8条
    - 2 前項第2号及び第3号の規定により各刑事施設において指紋原紙に採取した指紋の整理保管等に関する事務は、府中刑務所において行うものとする。
    - 3 前2項に定めるものほか、識別のための指紋の採取その他の指紋の事務に関し必要な事項は、矯正局長が定める。
  - 平成19年5月30日付け法務省矯成第3338号矯正局長依命通達「被収容者の収容の開始に関する訓令の運用について」（抄）  
記の1 指紋に関する事務の調整等
    - (1) 訓令第8条第2項の規定により府中刑務所において行う事務は、次のとおりとすること。  
工 受刑歴等の照会に対する回答
- ※ 上記訓令及び依命通達の全文は、法務省ホームページ  
([http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei\\_kunrei-tsuumatatu\\_index.html](http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_kunrei-tsuumatatu_index.html))に掲載されています。

## 受付・送付簿

令和 年度 第 号